

社保シリーズ

算定制限・期限がある主な項目

6

社保研究部

今回は、再算定までに期間制限が定められている、有床義歯、歯冠修復・ブリッジなどについて解説する。

○義歯の新製（『歯科保険診療の研究』P205）

有床義歯の新製は、原則として前回の有床義歯を製作した際の印象採得の算定日から6カ月以上経過してから新製義歯の印象採得を行う。他院で製作された場合も同じ扱い。

ただし、次の場合は、新たに義歯を製作することができる（下図※1）。

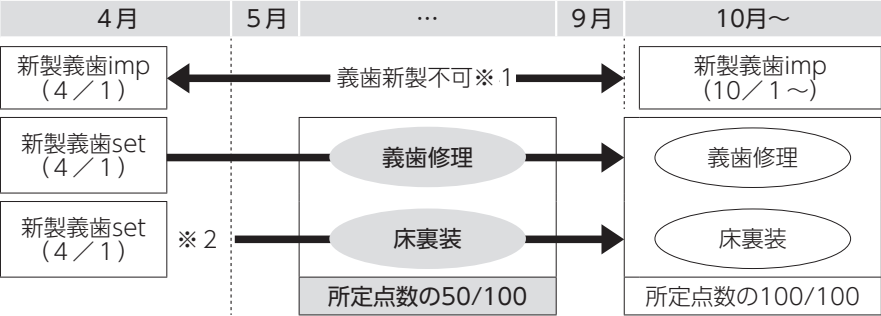
○義歯の修理（同P208）

自院で新製した義歯の装着から6カ月以内に実施した義歯修理は、所定点数の50/100を算定する。

○有床義歯内面適合法（床裏装）（同P209）

義歯新製6カ月以内の床裏装は所定点数の50/100を算定する。

義歯新製→再製・修理・床裏装までの期間別の算定点数

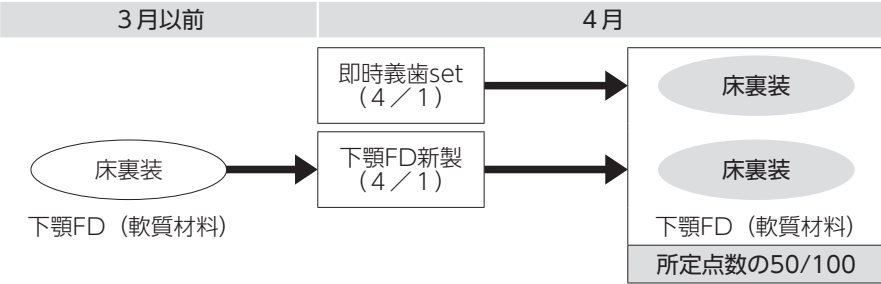


※1 新製6カ月以内で義歯新製できる場合

記号	内 容
イ	遠隔地への転居のため通院が不能になった場合
ロ	急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合
ハ	認知症を有する患者や要介護状態の患者であって、義歯管理が困難なために有床義歯が使用できない状況（修理が困難な程度に破折した場合を含む。）となった場合
ニ	その他特別な場合

※2 義歯新製1カ月以内は原則として床裏装の算定はできない。
ただし、下記の場合は算定できる。

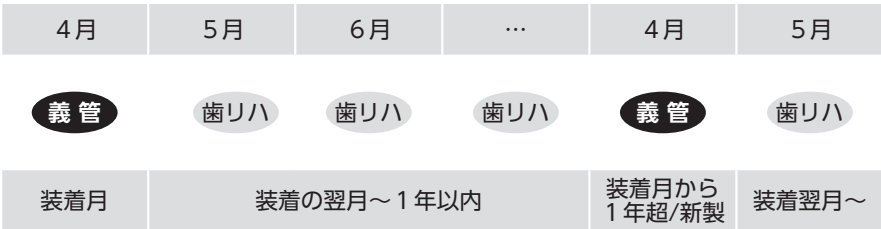
義歯新製1カ月以内に床裏装が算定できる場合



○新製有床義歯管理料（義管）（同P203）

自院で新製した有床義歯の適合性などを検査し、義歯の取り扱いや保存・清掃方法など必要な指導を行い、その義歯管理の内容を文書で提供した場合に1回に限り算定する。同一初診内で新たに義管が算定できるのは、初回の算定月から1年を超えて新製した時点からになる。

自院で義歯を新製した場合（同一初診）



また、義管を算定した月から起算して1年以内の期間に、義歯の装着部位とは異なる部位に別の有床義歯を新製した場合は、歯リハ1（1）を算定し、義管は

算定しない。

歯リハ1による義歯管理中に別部位を新製した場合



○補綴時診断料（補診）（同P205）

補診は、義歯新製など新たな欠損補綴および床裏装または増歯を行う際に、1装置につき、義歯新製は90点、床裏装または増歯は70点を算定する。

補診を算定後、同一の有床義歯に対して再度の補診を行う下記の場合に限り、前回の補診を算定した日から3カ月以内は補診が算定できない。

3カ月以内に再度の補診が算定できない場合



○クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）（同P176）

クラウン・ブリッジ維持管理料の届出医療機関で、新たに自院で製作し装着した歯冠補綴物またはブリッジ（接着ブリッジを含む）は、2年間が維持管理の対象になる。

歯冠補綴物とはFMC、前装MC、3／4冠、4／5冠、HJC、歯CADをいう。

ただし、次の場合はクラウン・ブリッジ維持管理の対象とならない。

補管が算定できない場合

他院製作の補綴物
全ての支台をインレーとするブリッジ
歯科用金属アレルギーを有する患者に装着した歯CADとHJC
歯科用金属アレルギーを有する患者に装着したHRBr
乳歯の歯冠修復物
6歳未満の患者または著しく歯科診療が困難な者への歯冠修復および欠損補綴
訪問診療料（歯訪診を含む）を算定した場合

また、下記の場合は2年以内でも厚生局に事前承認を求め、承認されれば再作製することができる。

補管期間中のブリッジ再製作に係る事前承認の要件

補管中の歯冠補綴物または補管中のブリッジの支台歯をやむを得ず抜歯
補管中の歯冠補綴物の隣在歯または補管中のブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯
補管中のブリッジの隣在歯およびそのブリッジの支台歯をやむを得ず抜歯
補管中の歯とその隣在歯をやむを得ず抜歯

*補管を届出しない医療機関の取り扱い

補管を届出しない医療機関において歯冠補綴物またはブリッジを製作する場合、顎運動関連検査および歯冠補綴時色調採得検査、支台築造、歯冠形成、補診から歯冠補綴物またはブリッジ装着までの一連の費用は、所定点数の70/100を算定する。

この場合、再度の初診時に、歯冠補綴物またはブリッジを装着後、2年以内でも、同一部位に再製作の費用が算定できる。

○暫間固定（TFix）（同P140）

TFixは、歯周治療に用いる場合、算定間隔に制限がある。簡単なもの、困難なもののうち、歯周外科の有無や手術の歯数によって算定が異なる。

簡単なもの

歯周外科手術を行わない場合（固定した歯数にかかわらず）、前回の暫間固定を算定した日から6カ月経過後、再度実施した場合。

術後の暫間固定から6カ月経過後に行う暫間固定（術後2回目以降の暫間固定）で、手術の歯数が3歯以下の場合。

困難なもの

術後の暫間固定から6カ月経過後に実施する暫間固定（術後2回目以降の暫間固定）で、手術の歯数が4歯以上の場合。

暫間固定の算定区分

	術前	術中	術後1回目	術後2回目以降
手術歯数 3歯以下 (1顎につき)	簡単なもの ※術前の期間中、 1顎につき1回に限る	手術に含まれる	簡単なもの	簡単なもの ※前回の算定から 6カ月経過後、 6カ月に1回
手術歯数 4歯以上 (1カ所につき)		困難なもの	困難なもの	困難なもの ※前回の算定から 6カ月経過後、 6カ月に1回